



平成20年5月15日

各 位

住 所 兵庫県姫路市南駅前町100番
会 社 名 W D B 株 式 会 社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光
役 職 氏 名
(コード番号 : 2475 東証第二部・JASDAQ)
問い合わせ先 専務取締役 大塚美樹
電 話 番 号 079-287-0111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成20年6月25日開催予定の第23期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) コンプライアンス体制並びにコーポレート・ガバナンスの強化のため、監査役会および会計監査人を設置する旨の規定を新設するものであります。
- (2) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告の方法を定めるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月25日(水)

定款変更の効力発生日 平成20年6月25日(水)

別紙

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設)	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u>
第5章 監査役	第5章 監査役および監査役会
(新設)	(<u>常勤の監査役</u>)
(新設)	<u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	(<u>監査役会の招集通知</u>)
(新設)	<u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u>
(新設)	(<u>監査役会の決議方法</u>)
(新設)	<u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	(<u>監査役会規則</u>)
第6章 計算	第6章 計算
(営業年度および決算期)	(営業年度および決算期)
第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。	第36条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第37条 (現行どおり)
(中間配当の基準日)	(中間配当の基準日)
第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	第38条 (現行どおり)
(配当の除斥期間)	(配当の除斥期間)
第35条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	第39条 (現行どおり)

以上